

和水町公告第5号

地域農業経営基盤強化促進計画変更(案)を作成したので、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第19条第7項の規定により、下記のとおり公告縦覧する。

令和8年2月20日

和水町長 石原 佳幸

記

1 地域農業経営基盤強化促進計画変更(案)を作成した地区

(1) 菊水中央地区

(白石、北原、鶯原、中原、牧野、寺山、江光寺、中路、馬場、皆行原、浦谷、立石、大江田、藤田、前原、米渡尾)

(2) 菊水南地区

(上日平、下日平、西用木、北用木、南用木、萩原、蜻浦)

(3) 菊水東地区

(久米野、岩尻、志口永、古閑、本村、前野、榎原、焼米、大屋、東、菰田、中、西)

(4) 菊水西地区

(江栗第1、江栗第2、江栗第3、竈門第1、竈門第2、上久井原、下久井原、長小田、内田第1、内田第2、内田第3)

(5) 十町地区

(山口、猿懸、下平、坂本、橋上、瀬戸、宿)

(6) 板楠・上板楠地区

(横枕、台、芝中、日向、西光寺、小原、有山、岡、迫丸、上東、平々、西口、浦部、萱原)

(7) 神尾地区

(野田、石坂・桃木、乙丸・梶原、高畑・小屋敷、栗山・小次郎丸、上津田、下津田、上平野、下平野、上岩、中岩、下岩)

(8) 中林・吉地地区

(中林、永浦・稲泉、切畑・境、村・古閑、遠野、山森・原口、畑田・簾置、福田)

(9) 和仁地区

(太郎丸・坂口、田中・馬場田、小田・赤四郎、西山・大平、木下・鬼丸、陣内・観音寺、野中、犬ヶ蔵・菰田、久郎原・山口)

2 縦覧場所

和水町役場三加和支所 農林振興課

3 縦覧期間

令和8年2月20日～令和8年3月5日

4 意見の申し立て

計画変更の案に対する意見については、別添の地域農業経営基盤強化促進計画変更の案についての意見書を記載の上、和水町役場三加和支所農林振興課に提出してください。

なお、意見書の提出期限は縦覧期間満了の日までとします。